

平成26年5月30日  
一部改定 平成29年8月 1日

## 日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

年金積立金管理運用独立行政法人

### 1. コード受入れの基本的な考え方

- 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的<sup>1</sup>とした独立行政法人です。
- 管理運用法人では、関係法令や厚生労働大臣から示された中期目標（以下「法令等」という。）に基づき、長期的な観点から定める基本ポートフォリオや管理・運用に関し遵守すべき事項等を記載した中期計画を作成し、これに従って、国内外の債券・株式等に投資を行っており、実際の運用は、債券の一部を除き、信託銀行や投資顧問会社（以下「運用受託機関」という。）に委託して行っています。
- 今般、金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる原則として『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「コード」という。）が示されました。
- コードが定める「スチュワードシップ責任」とは、「機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」を意味するとされています。

---

<sup>1</sup> 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第3条

- 年金積立金の管理及び運用に関しては、年金積立金管理運用独立行政法人法第 20 条第 2 項において「市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ」行うこととされているところ、厚生労働省の社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会において、議決権行使のあり方については、この法規定に則しつつ、コードを踏まえた方針の策定・公表等を、労使推薦の委員を含め構成される運用委員会の意見に基づき検討すべきと報告されたことも踏まえ、管理運用法人においてもコードの受入れ等について検討を実施しました。
  
- 企業価値の向上や持続的成長を促すことで被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図ることは、年金積立金の性格からも適切であり、国内株式を長期保有している管理運用法人として重要です。そうした観点から、コードを受け入れ、今後、できるものは自ら実施し、また、運用受託機関が行うものはその実施状況を把握し、併せて、各年度の実施状況の概要を公表することを通じて、当該スチュワードシップ責任を果たしてまいります。
  
- なお、スチュワードシップ責任を果たす上で、管理運用法人は、年金積立金の運用について、
  - ① 専ら被保険者の利益のために行うこと
  - ② 長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと<sup>2</sup>
  - ③ 市場その他の民間活動に与える影響に留意すること<sup>3</sup>が法令に規定されており、また、管理運用法人の中期目標において、
  - ④ 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと<sup>4</sup>
  - ⑤ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと<sup>5</sup>などが定められていることに十分留意することとします。

---

<sup>2</sup> 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 79 条の 2 及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 75 条

<sup>3</sup> 年金積立金管理運用独立行政法人法第 20 条第 2 項

<sup>4</sup> 年金積立金管理運用独立行政法人中期目標第 2 の 5(1)

<sup>5</sup> 年金積立金管理運用独立行政法人中期目標第 2 の 5(1)

## 2. コードの各原則への対応

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」をご覧ください。

以上